

京都市会海外行政調査（「再生可能エネルギーや省エネルギー等による持続可能な脱炭素社会の実現～2050年CO₂排出量正味ゼロにむけて～」を調査テーマとする海外行政調査）の実施に係る業務受託者の募集について

【募集要項】

京都市会では、現在、今後の本市の施策展開に反映させるため、国内では得られない知見を求めて海外先進事例の調査の実施を予定しています。

つきましては、「再生可能エネルギーや省エネルギー等による持続可能な脱炭素社会の実現～2050年CO₂排出量正味ゼロにむけて～」を調査テーマとする海外行政調査の実施に係る受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定しますので、受託希望者からの提案を下記のとおり募集します。

記

1 委託業務名称

京都市会海外行政調査（「再生可能エネルギーや省エネルギー等による持続可能な脱炭素社会の実現～2050年CO₂排出量正味ゼロにむけて～」を調査テーマとする海外行政調査）の実施に係る業務

2 調査の概要

(1) 調査の目的

京都市会としては、平成24年度、28年度と2度にわたり、再生可能エネルギーの先進事例を調査し、その結果を取りまとめて市政への提言を行った。今回は、従来の調査において、EU圏内において目標とされてきた「再生可能エネルギー利用促進指令（2009/28/EC）」（※）について、現状と今後の見通しを調査するとともに、門川市長が2050年までに二酸化炭素排出量を正味ゼロにするといった発信をされたことを踏まえて、脱炭素で持続可能な地域社会への転換の実現にむけて、新たな再生可能エネルギーの普及施策の構築等により、実現可能な制度設計にむけた提言を行うため、先進事例を調査するものである。

（※）2020年までにEU全体の最終エネルギー消費量の20%を再生可能エネルギーで賄うという目標

(2) 調査団の組織（予定）

京都市会議員10名及び本市職員3名 計13名の調査団

(3) 調査期間（予定）

令和2年4月13日（月）～令和2年4月20日（月）

(4) 調査先（予定）

- ベルギー
 - ・ ブリュッセル市
- オーストリア
 - ・ ウィーン市

※ 調査項目を達成できるのであれば、調査期間の変更（4月12日（日）～4月19日（日））及び調査先の変更・追加可。

3 業務委託内容

- (1) 現地説明者・通訳（ブリュッセル市のみ）の手配
- (2) 現地視察先（ブリュッセル市のみ）の手配

- (3) 通信手段の手配，国内及び現地での連絡調整及び対応の体制構築
- (4) 移動手段，宿泊場所及び食事の手配
- (5) 添乗員の手配
- (6) 本調査のしおりの作成

※ 各項目の詳細は，別紙「京都市会海外行政調査（「再生可能エネルギーや省エネルギー等による持続可能な脱炭素社会の実現～2050年CO₂排出量正味ゼロにむけて～」を調査テーマとする海外行政調査）の実施に係る業務委託仕様書」のとおり。

なお，当該仕様書は基本的事項を定めたものであり，受託候補者と契約を締結する際には，提案内容等によって変更する場合があります。

4 予定価格

議員一人当たり金1,000,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ ただし，調査団が手配する，ウィーン市内における視察先との視察受入等の調整を行う現地説明者兼通訳の費用610,000円を含めること。なお，受託候補者と契約を締結する際には，金額を変更する場合があります。

※ 上記の議員一人当たりの金額は，現時点の想定額であり，財政状況等により，委託金額は変更する場合があります。その場合，委託仕様書その他契約に関する事項について，受託者と協議の上，契約を締結します。

5 プロポーザル参加資格要件

以下の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 海外調査・渡航業務の取扱いについて豊富な実績を有していること。
- (2) 一般社団法人日本旅行業協会又はこれに準じる団体の会員であること。
- (3) 本社又は事業所が京都市内にあること。
- (4) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (5) 本件募集要項ホームページ掲載の日から業務提案書提出の日までの間において，京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし，更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が，参加申込期日以前になされている場合は，この限りではない。

- (7) 役員等（個人である場合はその者を，法人である場合には役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）をいう。）が，京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

6 必要書類の提出

- (1) 提出書類及び部数

ア 受託申込書（別紙1） 1部

イ 業務提案書 10部

※ 業務提案書の形式は自由ですが，業務委託仕様書の内容を盛り込んだ提案書を作成してください。

ウ 添付資料 10部

- ・ 類似業務（海外調査・渡航業務）の実績を証する書類
※ 過去5年間の地方自治体及び地方議会の海外調査又は海外渡航業務の実績を添付すること。
- ・ 現地説明者・通訳の実績及び能力を証する書類
- ・ 添乗員の実績を証する書類

(2) 提出締切及び方法：

ア 受託申込書

令和元年12月26日（木）までに持参、郵送又はファックスにより提出してください。ただし、ファックスによる場合は受信確認の連絡をするとともに、令和元年12月27日（金）午後5時までに、原本を持参又は郵送してください。

イ 業務提案書及び添付書類

令和2年1月8日（水）午後5時までに、京都市会事務局総務課（海外行政調査担当）へ事前に連絡のうえ、持参してください。

7 本選定に関する質問

受託希望者で、本選定に関する質問がある場合は、次のとおり提出してください。

(1) 提出方法

質問内容を記載した書面（様式自由）を提出先に持参、郵送又はファックスにより提出してください（電話による質問は受け付けません。）。ただし、ファックスによる場合は、受電確認の電話を入れてください。

(2) 部数

1部

(3) 提出期限

令和元年12月25日（水）午後5時まで（必着）

(4) 回答

令和2年1月6日（月）午後5時までに、受託申込書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知します。

(5) 提出先

「12 問合せ先」参照。

8 選定について

(1) 審査方法

受託希望者からの提案内容について、書類提出時に事前ヒアリングを行い、その後、次の日時に受託希望者からのプレゼンテーションを実施し、京都市会が設置する選定委員会において審査します。

※ プレゼンテーションの実施日時・場所については、次のとおりです。

日時：令和2年1月16日（木） 午後2時～

場所：京都市役所北庁舎3階 市会運営委員会室

※ 一業者当たり30分以内（説明20分、質疑応答10分）とします。

※ 詳細については、応募締切後、改めて連絡します。

(2) 審査基準

受託希望者からの提案内容を、選定委員会委員ごとに別表の審査基準に基づいて採点し、その合計点により順位を決定します。このうち、第1順位の提案を行った受託希望者を、受託候補者として選定します。

9 契約手続

(1) 受託候補者等への通知、公表

最も高い評価を獲得した受託希望者に対し、第1順位の受託候補者として、速やかにその旨を通知します。

なお、受託候補者に選定されなかった者に対しても、その旨を通知します。

また、受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者、評価点その他契約の相手方を選定した理由がわかる情報を公表します。

(2) 契約締結の協議

受託候補者への通知後、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結します。

なお、協議が整わなかったときは、次に高い評価を獲得した受託希望者から順に、受託候補者として契約締結の協議を行います。

(3) その他

契約は、本調査の実施が京都市会の議決により決定してから行うこととします。

また、本調査の実施時期、調査先、参加人数等は変更となる場合があります。

そのため、受託候補者に選定された場合であっても、大きな変更等によりプロポーザルを改めて実施する必要が生じた場合等は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめ御了承いただきますよう、お願いします。

10 契約に関する基本的事項

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定します。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、業務提案書、ヒアリングの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定します。ただし、提案内容は、実現を確約したものをみなします。

(3) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、本市が承認した場合はその限りではありません。

(4) 契約保証金

免除します。

(5) 委託料の支払

全業務完了後、受託者の請求により、支払を行います。

11 その他留意事項

(1) 受託候補者が次の各号に掲げる条件に該当した場合は、直ちにその者を選定から除外します。

ア 提出書類、事前ヒアリング及びプレゼンテーションの内容に虚偽があった場合

イ プロポーザル参加資格要件を失った場合

ウ 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(2) 提出に当たっての必要書類の作成等に掛かる経費は、参加者の負担とします。

(3) 提出された書類等については返却しません。

(4) 提出された書類等は、本選定以外には、提出者に無断で使用することはありません。

12 問合せ先

〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所北庁舎 3階
京都市会事務局総務課海外行政調査担当（担当 小野，山下）

TEL075-222-3697 FAX075-222-3713

(別表)

	審査基準	評価	配点
(1) 内容 評価 点	①現地説明者・通訳のレベルは十分か (配点：1～5点) 【具体的内容】 実績，語学能力，対応能力，ベルギーにおける本調査の分野に係る政策等に関する専門知識の有無等	最適	5
		良好	4
		普通	3
		少し不安がある	2
		大いに不安がある	1
	②視察先の選定や調整を適切に行い，調査目的を十分に達成できるか (配点：1～5点) 【具体的内容】 視察先の選定及び調整能力等	大いに期待できる	5
		期待できる	4
		普通	3
		少し不安がある	2
		大いに不安がある	1
	③調査実施前における連絡調整体制は万全か (配点：1～5点) 【具体的内容】 京都市会及び視察先等との協議及び調整等における体制等	万全である	5
		安心できる	4
		普通	3
		少し不安がある	2
		大いに不安がある	1
	④調査実施期間中における連絡調整体制及び対応体制は万全か (配点：1～5点) 【具体的内容】 京都市会と受託希望者との連絡体制，国内と現地との連絡体制，緊急事態発生時等における対応体制 (安全対策や危機管理対応を含む。) 等	万全である	5
		安心できる	4
		普通	3
		少し不安がある	2
		大いに不安がある	1
	⑤移動手段及び宿泊場所は適切か (配点：1～5点) 【具体的内容】 適切な移動手段・宿泊場所の選定能力等	最適	5
		良好	4
		普通	3
		少し不安がある	2
大いに不安がある		1	
⑥添乗員のレベルは十分か，また，添乗員との連絡体制は万全か (配点：1～5点) 【具体的内容】 実績，本調査先の都市に関する知識の有無，添乗員のサポート体制等	最適	5	
	良好	4	
	普通	3	
	少し不安がある	2	
	大いに不安がある	1	
(2) 価格 点	次の方法により，価格点を算出する。(配点：1～20点) ア 最低見積金額を提示した受託希望者の価格点を20点(満点)とする。 イ その他の受託希望者の価格点については，以下の計算式により最低見積金額に対する当該受託希望者の見積金額の割合を用いて算出する。 $\text{価格点} = \left\{ \frac{\text{最低見積価格}}{\text{当該受託希望者の見積価格}} \right\} \times 20 \text{点}$ ※ 有効桁数は小数点第1位，小数点第2位は四捨五入。 ウ 予定価格(議員一人当たり金1,000,000円)を上回る見積価格の場合は，当該受託希望者は失格とする。		
	合計点(満点)		50点(最低評価点30点)

※ 審査は内容評価点(30点満点)と価格点(20点満点)の合計点で行います。

合計点の満点は50点，最低評価点は30点(満点の6割)とし，いずれの受託希望者も最低評価点を上回らない場合は，契約を締結しません。

※ (1)内容評価点で，選定委員全員が最低点(1点)とする項目がある場合は，当該受託希望者は失格とします。